

# B型慢性肝炎・肝硬変治療 医療費助成ガイド

2010年4月より  
医療費助成制度の  
対象が拡大しました。

 Bristol-Myers Squibb  
Together we can prevail.™

肝炎.net

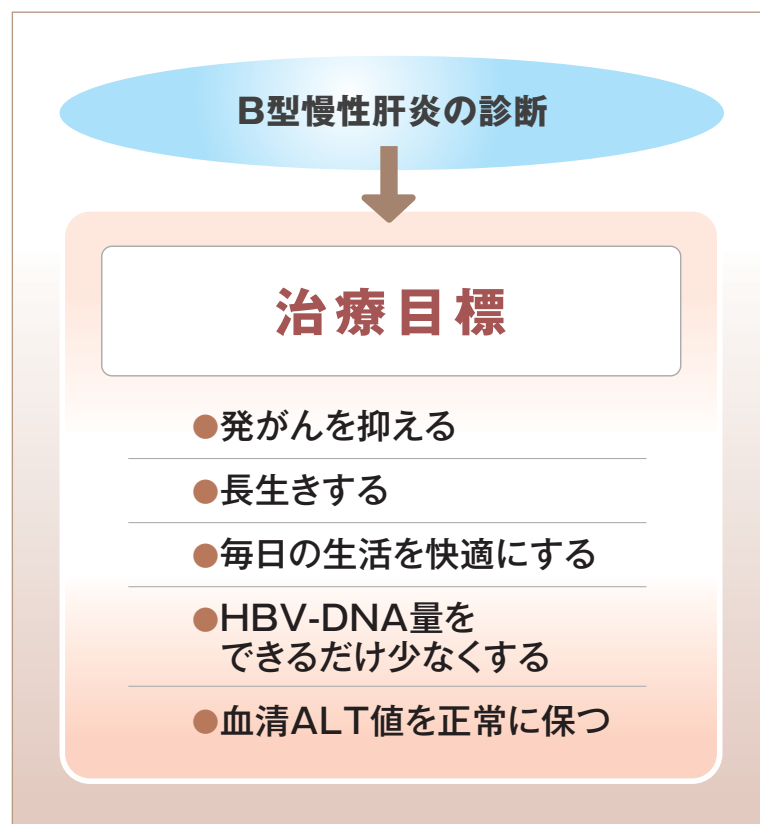
<http://www.bkanen.net/>

B型肝炎患者さんのための情報サイト



# 2010年4月より、 B型C型肝炎に対するインターフェロン治療に加えて B型慢性肝炎・肝硬変に対する核酸アナログ製剤治療も 医療費助成の対象に追加されました。

B型肝炎が発症しても、現在では病気の進行を抑える効果的な治療法があります。患者さんの年齢、B型肝炎ウイルス量(HBV-DNA量)、炎症の程度などを考慮して治療法の選択が行われます。



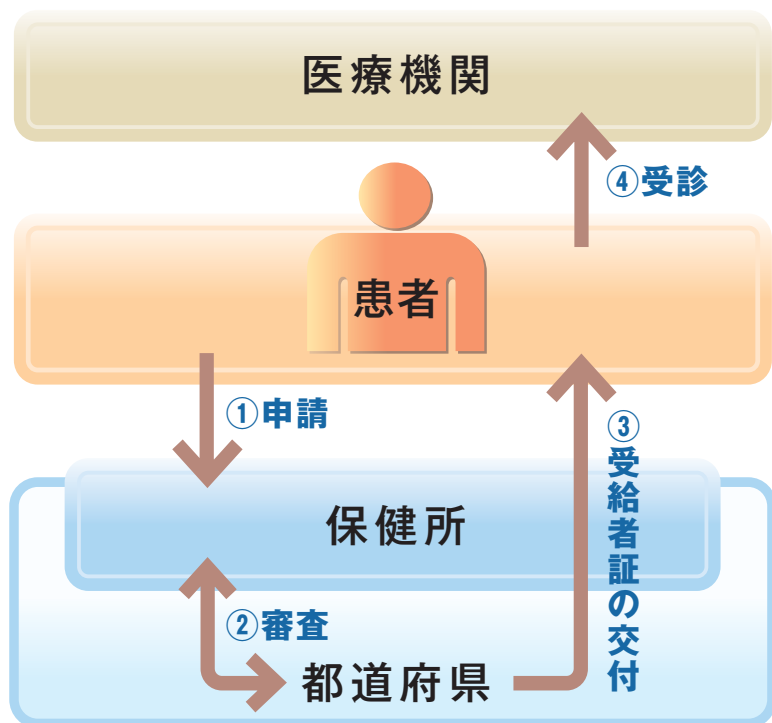
**B型慢性肝炎の治療方法**

| 治療法       | 種類・内容  |
|-----------|--|
| 経過観察      | 自然にセロコンバージョンが起こることがあるため、35歳未満では患者さんの病態によっては経過を観察することがあります。   |
| 抗ウイルス治療   | <p>●<b>インターフェロン:IFN(注射薬)</b></p> <p>ウイルスの増殖を抑制するとともに免疫の働きを高めます。</p>  |
|           | <p>●<b>核酸アナログ(内服薬)</b></p> <p>ウイルスの遺伝子合成を抑制し、ウイルス量を少なくします。<br/>肝炎を鎮静化し、肝硬変・肝がんの発症を抑えることができます。<br/>バラクルード®錠、ゼフィックス®錠、ヘプセラ®錠</p> |
| 肝庇護薬による治療 | 肝臓を庇護します。肝炎の原因(ウイルス)を除去する作用はありません。<br>強力ネオミノファーゲンシー(静脈注射)、ウルソデオキシコール酸(内服薬)など   |

# 助成を受けるための申請について

お住まいの都道府県から交付される「肝炎インターフェロン治療受給者証」または「肝炎核酸アナログ製剤治療受給者証」が必要です。申請のしかたについては各都道府県によって異なりますので、詳しくはお近くの保健所にお問い合わせください。

受給者証交付までの流れ



※各都道府県によって異なることがあります。詳しくはお近くの保健所にお問い合わせください。

## 1. 申請

以下の書類をお住まいの保健所に提出して申請します。

- ① **肝炎インターフェロン治療受給者証交付申請書**または**肝炎核酸アナログ製剤治療受給者証交付申請書**（発行：お住まいの都道府県）
- ② **医師の診断書**（発行：かかりつけ医など）
- ③ **患者さんの氏名が記載された被保険者証の写し**（発行：各保険者）
- ④ 患者さんの属する世帯の全員について記載のある**住民票の写し**
- ⑤ **市町村民税課税年額を証明する書類**（発行：お住まいの市町村）

## 2. 審査

提出された書類をもとに受給対象者かどうか審査されます。

## 3. 受給者証の交付

お住まいの都道府県より受給者証が交付されます。

## 4. 受診

受給者証を持参して受診します。自己負担額（保険診療分）が軽減されます。

# 受給者証が交付されたら 医療機関に提示

医療機関を受診したときに「肝炎インターフェロン治療受給者証」または「肝炎核酸アナログ製剤治療受給者証」を提示してください。自己負担額（保険診療分）が軽減されます。

## 自己負担限度額

| 階層区分<br>(世帯の市町村民税(所得割)課税年額) | 改定前         | 改定後         |
|-----------------------------|-------------|-------------|
|                             | 自己負担限度額(月額) | 自己負担限度額(月額) |
| 65,000円未満                   | 10,000円     | 10,000円     |
| 235,000円未満                  | 30,000円     | 10,000円     |
| 235,000円以上                  | 50,000円     | 20,000円     |

●B型C型肝炎に対するインターフェロン治療  
●C型慢性肝炎・代償性肝硬変に対するインターフェロン再治療  
●B型肝炎に対する核酸アナログ製剤治療

患者さんの自己負担限度額は減額され、50,000円だった方は20,000円に、30,000円だった方は10,000円に改定されました(10,000円だった方は変更なし)。

※各都道府県によって異なることがあります。詳しくはお近くの保健所にお問い合わせください。

## 助成金の有効期限

|            |  |
|------------|--|
| インターフェロン治療 | ●B型肝炎<br>1回受給。<br>●C型慢性肝炎・代償性肝硬変<br>医学的にインターフェロン再治療が有効と認められる一定条件を満たす者について、2回目の受給が可能。 |
| 核酸アナログ製剤治療 | 1年ごとに更新して受給可能。   |

核酸アナログ製剤による治療は、継続して行うことが望めます。

患者さんの病態によって治療が異なります。  
B型肝炎の情報は肝炎.netでチェック!

肝炎ネット

検索